



日本のまんなか
水と緑といで湯の街 Kawasaki 市

令和元年 9 月第 2 回市長定例記者会見

- ・日時 令和元年 9 月 9 日（月）
午後 1 時
- ・場所 市役所本庁舎記者会見室

- 1 10月5日（土）と6日（日）に「ART of LIVE（アートオブライブ）～
Kawasaki 駅前大通り祭～」を開催します（資料 1）
- 2 県内各市で初の公文書管理条例の制定を進めます（資料 2）

○次回開催予定 9 月第 3 回市長定例記者会見
日時：令和元年 9 月 18 日（水）午前 11 時～
場所：本庁舎記者会見室

市長の主な週間日程

月 日	時間	件 名	場 所	所 管
9月9日(月)	10:00 終了後	予算常任委員会 議会運営委員会	大会議室 第1委員会室	議会事務局 議会事務局
	14:00 15:30	第57回渋川広域圏内発明くふう展審査会 定例記者会見	中央公民館 記者会見室	商工振興課 秘書課
9月10日(火)	9:20 10:00	第47回福祉パレード 9月市議会定例会:表決、決算議案上程	本庁舎市民ホール	地域包括ケア課 議会事務局
9月11日(水)	10:00	9月市議会定例会:決算議案上程		議会事務局
	17:00 17:30	第19回全国障害者スポーツ大会壮行会 第74回国民体育大会渋川市出場者壮行会	庁議室 庁議室	地域包括ケア課 スポーツ課
9月12日(木)	10:00	9月市議会定例会:決算議案上程		議会事務局
9月13日(金)	10:00	9月市議会定例会:一般質問(5名)		議会事務局
9月14日(土)	8:30	小学校運動会(11校)	各小学校	学校教育課
9月15日(日)	10:00	上三原田歌舞伎舞台設営状況見学会	上三原田歌舞伎舞台	文化財保護課
	14:00 16:30	渋川混声合唱団定期演奏会 第9回月を愛でる会	吉岡町文化センター 北橋歴史資料館庭	生涯学習課 文化財保護課
9月16日(月)	9:00 10:00	古巻地区(有馬)敬老会 古巻地区(半田)敬老会	有馬会館 半田自治会館	高齢者安心課 高齢者安心課

市長の主な週間日程

月 日	時間	件 名	場 所	所 管
9月16日(月)	9:00 10:00	古巻地区(有馬)敬老会 古巻地区(半田)敬老会	有馬会館 半田自治会館	高齢者安心課 高齢者安心課
9月17日(火)	10:00	9月市議会定例会:一般質問(5名)		議会事務局
9月18日(水)	※休会日 11:00 13:00 20:00	定例記者会見 蘆花追悼茶会・蘆花追悼式 伊香保まつり鏡開き	記者会見室 徳富蘆花記念文学館・ 湯元蘆花公園 丸本館前	秘書課 観光課 観光課
9月19日(木)	10:00	決算特別委員会	大会議室	議会事務局
9月20日(金)	10:00	決算特別委員会	大会議室	議会事務局
9月21日(土)	8:45 10:00 10:30	小学校運動会(2校) 渋川警察署管内交通安全総ぐるみ大会 小野上地区敬老の集い	各小学校 赤城公民館 小野上地域福祉セン ター	学校教育課 交通政策課 高齢者安心課
9月22日(日)				
9月23日(月)				

資料1

担当：総合政策部新政策課 課長 真下 彰文 電話0279-22-2401 内線2420

10月5日（土）と6日（日）に「ART of LIVE（アートオブライブ） ～渋川駅前大通り祭～」を開催します

10月5日（土）と6日（日）に、渋川市美術館や渋川駅前通りで開催する「ART of LIVE（アートオブライブ）～渋川駅前大通り祭～」の詳細が決まりましたのでお知らせします。

1 概要

「ART of LIVE（アートオブライブ）」は、ミュージシャンで俳優の泉谷しげるさんと、本市出身のバイオリニストであり、「日本のまんなか しぶかわ観光大使」を務める心奏（ララ）さんが、日本各地で開催している地域おこしイベントです。本年1月に心奏さんから、ART of LIVEを地元の渋川市で開催したいとの提案があり、さらに毎年春と秋に渋川駅前で歩行者天国を開催していることを聞いた泉谷さんから、歩行者天国とコラボレーションしたいという打診がありました。これを受けて、渋川駅前通り商店街振興組合の理事長である入沢秀樹さんを委員長とする「アートオブライブ in 渋川実行委員会」を立ち上げて、「音楽」「アート」「食」をテーマとしたイベントの開催に向けて準備を進めてきました。

市では、交流人口の拡大と地域の活性化のため、様々なイベント誘致に取り組んでいることから、今回のイベントを共催しています。

2 実施主体

（1）主催 アートオブライブ in 渋川実行委員会（委員長：入沢秀樹）

（2）共催 渋川市、（一財）渋川市公共施設管理公社

※「第36回渋川駅前通り歩行者天国」は辰巳町地域対策協議会、「もっファイト」はもっファイト実行委員会の主催ですが、同日開催により、賑わいを創出します。

3 内容

（1）アート・オブ・ライブ展

- ・日程 令和元年10月5日（土）、6日（日）の両日
- ・場所 渋川市美術館・桑原巨守彫刻美術館 3階 展示室等
- ・概要 ①泉谷さんが制作した絵画の展示（午前10時～午後6時）
②泉谷さんと心奏さんによるトーク&ライブショー
（両日午後1時30分～、午後4時～）
- ・入場料 無料

(2) フード・ドリンクフェア

- ・日 程 令和元年10月6日(日) 午前10時～午後3時 ※荒天中止
- ・場 所 渋川駅前通り規制区間内(平沢橋～川崎商店前)
- ・概 要 泉谷さんの提案を受け、地元野菜、こんにゃく、地酒等地元特産品の販売ブースを設けます。
- ・その他 併せて、山車の展示・お囃子の演奏を予定しています。

(3) 渋川駅前大通り大パレード

- ・日 程 令和元年10月6日(日)
午前10時～歩行者天国開会式、午前10時30分～パレード開始
※雨天時は内容を変更
- ・場 所 渋川駅前通り規制区間内(辰巳町信号付近～川崎商店前を予定)
- ・概 要 歩行者天国による規制エリアを、泉谷さんや心奏さんを筆頭に、地元小学校児童や、英語教室生徒のハロウィン仮装、渋川市役所へそ部、マスコットキャラクターが練り歩き、併せて音楽演奏を行います。

(4) 第36回渋川駅前通り歩行者天国

- ・日 程 令和元年10月6日(日) 午前10時～午後3時30分 ※雨天中止
- ・場 所 渋川駅前通り(渋川駅北信号～平沢橋)
- ・概 要 ちびっこダンスや太鼓、青空コンサート、フリーマーケット等が行われる歩行者天国の会場に泉谷さんが出沒し、来場者との交流を図ります。

(5) グルメイベント「もっファイト」

- ・日 程 令和元年10月6日(日) 午後2時～8時 ※荒天中止
- ・場 所 渋川駅前広場
- ・概 要 渋川市内の「もっ」、「ホルモン」等を扱う飲食店が出店を予定しています。会場に泉谷さんが出沒し、来場者との交流を図ります。

4 その他

- (1) 交通規制エリアを一部延長します。
(渋川駅北の信号～新町五叉路の川崎商店前まで)
- (2) 雨天の場合、規制エリアを一部短縮します。
- (3) 市役所本庁舎と第2庁舎を駐車場として、会場間をマイクロバスで巡回運行いたしますが、混雑が予想されますので、公共交通機関をご利用の上、ご来場ください。

主催：アートオブライブ in 渋谷実行委員会

渋谷駅前大通り祭

2019.10/5(土) - 10/6(日)

泉谷しげる

アート・オブ・ライブ展

10/5(土)-10/6(日) 10:00~18:00 渋谷市美術館

泉谷しげる×心奏(ララ)トーク&ライブ

①13:30~ ②16:00~ (両日開催 *入場無料)

渋谷駅前大通り大パレード

10/6(日) 渋谷駅前通り

10:00「開会式」後パレードスタート

歩行者天国/お宝フリーマーケット

10/6(日) 10:00~15:00 渋谷駅前通り

グルメイベント もつファイト

10/6(日) 14:00~20:00 渋谷駅前広場

※雨天の場合開催内容を一部変更致します。

共催：渋谷市 / 渋谷市公共施設管理公社

お問合せ：渋谷市新政総課 ☎0279-25-7014

心奏
渋谷市観光大使

資料2

担当：総務部総務課 課長 西脇 正悟 電話0279-22-2112 内線2110

県内各市で初の公文書管理条例の制定を進めます

渋川市では、公文書の適正な管理、適切な保存及び利用を図るために、県内各市で初となる「渋川市公文書管理条例」の制定を進めます。今後、条例案への市民意見公募などを経て、令和2年4月1日の施行を目指します。

1 趣 旨

平成23年4月1日に施行された「公文書等の管理に関する法律」では、行政の適正かつ効率的な運営と現在及び将来の国民に対する説明責務の全うが、公文書管理の目的であることを明らかにしています。

この法律では、文書管理のライフサイクル全般について、統一的な規程を定めており、国における文書管理の改善及び歴史的公文書の利用等が促されています。

同法では、併せて地方公共団体がこの法律の趣旨にのっとり、必要な措置を講ずるよう期待していることから、同法の規定と本市の文書管理の実情を比較検討し、「市が保有する公文書は市民の財産である。」との考え方を基本として、新たに条例を制定しようとするものです。

2 条例の主な内容

- (1) 市の諸活動や歴史的事実の記録である公文書が、市民共有の知的資源として、適正な管理、適切な保存及び利用が図られ、現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようにします。
- (2) 公文書のうち、後の時代に残すべき重要な公文書を「歴史的公文書」と位置づけ、後世に引き継ぎます。
- (3) 法令等に特別の定めがある場合を除いて、市における公文書の一般原則を定めます。
- (4) 公文書を廃棄する際の意見聴取や審査請求に係る諮問機関として審議会を設置します。

3 今後の予定ほか

令和元年10月 条例骨子案の市民意見公募

令和元年12月 市議会12月定例会へ条例（案）提出

令和2年4月1日 条例施行（予定）

4 その他

県内各市では、公文書管理条例を定めているところはありません。なお、群馬県は、公文書管理条例を令和3年4月1日施行で準備しています。